

第6章 災害予防計画

(趣 旨)

この計画は、出火防止、初期消火及び危険物の安全管理など積極的な予防行政を推進し、火災等の災害を未然に防止するとともに、これらの被害を軽減するため必要な事項を定める。

第1節 火災予防指導

(予防指導)

第1 火災予防指導は、防火管理者、危険物取扱者、消防設備士及び各種団体等を対象として消防関係法令の周知、消防計画の作成等、防火管理上必要な消防用設備の点検整備並びに自衛消防組織の充実を重点とする。

2 事前の指導は、次に掲げる指導計画によるものとし講習会、座談会、現場指導及び資料の配布等により行い、防火意識の啓発を図る。

対 象	実施回数	摘 要
防火管理者	年1回以上	法令講習会・防火座談会の開催
危険物取扱者	年1回以上	危険物関係法令の説明会の開催・安全管理の徹底
消防設備士	年1回以上	消防設備関係法令の説明会の開催
各種団体等	随 時	防火講話・初期消火訓練・自主防災組織の指導

第2節 火災予防査察

(査察対象物の指定及び査察の実施要領)

第1 防火対象物及び危険物施設等の位置、構造、設備及び管理の状況について、防火に関する法令に基づき、火災予防上の安全性について検査を行うもので査察の種別、査察対象物の区分及び査察計画等については、遠野市火災予防査察規程に定める。

第3節 風水害等の予防警戒

(風水害の予防警戒)

第1 この指導は、第4章第3節の災害危険区域調査により指定された崖崩れ及び浸水箇所等の対象者に対し、消防署長は防災上必要な措置を講ずるよう口頭又は文書をもって指導するとともに、防災パトロールを実施して万全な風水害等の予防措置を行うために定める。

- (1) 指導にあたっては、市各部門と連携を密にし、現に危険が予測された場合は、その対象住民に対し適当な予防指導を明示するとともに、人命及び財産の保護について消防署長はあらかじめ必要な措置を講ずるよう文書で通知する。ただし、緊急を要する場合は口頭により通告する。
- (2) 強風、洪水大雨及び大雪などの注意報、警報が発令され災害発生が予測される場合は、状況を把握するため地域をパトロールし必要な措置を講ずる。
- (3) 河川及び急傾斜地帯の災害危険区域について、市各部門と連携し年1回以上実態調査を行い、崖崩れ等の危険があると認められるときは、関係機関に連絡し必要な措置を講ずる。

第4節 広報活動

(広報活動)

第1 広報活動は、次に掲げる事項を推進するとともに火災、その他災害の未然防止、火災の初期消火、早期通報及び各種災害に対処する心構え等について、地域住民に対して広報を実施する。

- (1) 消防関係法令など組織制度の普及に関すること。
- (2) 消防施策の普及に関すること。
- (3) 防火防災思想の普及啓発に関すること。
- (4) 関係官公庁及び報道関係等との連絡に関すること。
- (5) 世論調査、アンケートなどの調査及び公聴に関すること。
- (6) 消防に関する苦情、相談意見及び要望等の処理に関すること。
- (7) 消防施設等の見学に関すること。
- (8) 民間防火組織の指導育成に関すること。
- (9) その他の広報業務に関すること。

(広報種別)

第2 広報の種別は、次のとおりとする。

- (1) マスメディアによる広報
- (2) 視聴覚による広報
- (3) 集会による広報
- (4) 巡回による広報
- (5) イベントによる広報
- (6) 調査による広報
- (7) 防火指導による調査
- (8) 演習、訓練による広報